

## 一般社団法人ソーシャルヘルスケア協会社員規約

### 第1章総則

#### 第1条（活動目的等）

1 一般社団法人ソーシャルヘルスケア協会（以下「当協会」という）は、人間が社会的な存在として、自然や社会環境、他者との調和した関係のなかで、健康的に生きるための個人・集団の能力を最大限に引き出し、また活かすことができ、ひとりひとりが自分をケアしながら、いのちを育んでいけるようにすることを目的とします。

2 前項の活動目的を達成するために、当協会は正会員（有料会員）、無料会員、賛助会員を募り、会員組織を構成します。

3 「ひとりひとりが自分の心とからだの状態を知り、人間や自然に備わる力を最大限に用いながら、それらの調和・バランスを保とうとするケアを、自分でも行える」を理念とします。いのちは、それぞれの人が属する自然環境や社会との相互作用のなかで、心とからだの調和・バランスが保たれることによって存在し、維持されているという考えのもと、この考え方を普及させるとともに、自分の心身について知り、自分に備わる力を生かせるようになること、自然環境や社会とのバランスのよい関係を創ることへの手助けをし、社会への働きかけに取り組むことで、人びとがいのちを育んでいけるようにしていきます。

#### 第2条（本規約の範囲）

本規約は、当協会に社員として入社したものが、当協会の社員として行う一切の行為に適用されます。

### 第2章社員

#### 第3条（社員資格）

次の各号に掲げる条件を満たす者は、同各号の社員になる資格を有することとします。

- (1) 正会員（有料会員）であるもの
- (2) 当協会所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得たもの
- (3) 当協会の活動目的および理念に賛同し、その実現に向けてともに活動したいと考え、入会料金および社員会費を支払い、当協会社員規約に同意したもの

#### 第4条（入社）

次の各号に掲げるすべての要件を満たした場合、当協会の社員となり、当協会との間に社員契約が成立したものとします。

- (1) 当協会所定の申込方法により申込をし、当協会の目的を実現するために必要な入会金および社員会費を、正会員（有料会員）の入会費および会費とは別に、当協会が指定する期限までに支払うこと
- (2) 本規約内容に同意していること

#### 第5条（入者の不承認）

次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合、当協会は入社を承認しないことがあります。

- (1) 入社申込書の申告事項に、虚偽の記載があった場合

- (2) 過去に当協会から社員資格を取り消されたことがある場合
- (3) 本協会の目的や理念を十分に理解し、その実現に取り組む意思があるとみなされない場合
- (4) その他、当協会が社員契約を締結することに不適当な事由があると判断した場合

#### 第6条（入会金等の支払い等）

1 社員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとし、入会金および社員会費（以下、「社費等」という）の額は、次の各号に定める額とします。

- (1) 入会金 5,000 円、社員会費 9,000 円（いずれも税別）
- (2) 入会金は、入社時に一括払いとし、社員会費は毎年更新月（4月）の前月末（3月31日）までに翌年分をお支払い頂くこととします。
- (3) 社費等については、当協会が別途指定する当協会の銀行口座に振り込む方法でお支払い頂きます。振込手数料はご負担いただきます。

#### 第7条（社費等の払い戻し）

社員がすでに納入した社費等については、その理由の如何を問わず、これを返却いたしません。

#### 第8条（有効期限）

社員契約の期間は、更新月から翌年更新月までの1年間とし、次の各号に掲げるすべてを満たした場合は、この期間が1期更新されたものとし、その後もまた同様となります。

- (1) 第6条による社員会費を期限内に支払っていること
- (2) 当協会より社員契約ならびに会員契約を解除するもしくは更新しない旨の通知を受けていないこと
- (3) 本規約ならびに会員規約に違反していないこと

#### 第9条（社員の資格継承）

1 社員が会員として休会した場合、その期間は社員としての資格を得ることができません。

2 会員規約第10条により正会員（有料会員）の資格が失われた場合、社員としての資格も失われるものとします。

3 社員の地位の第三者への継承はできません

#### 第10条（退社）

1 社員は退社しようとするときは、その退社の日の1か月以上前までに、当協会所定の方法により退社の意思を通知するものとします。

2 社員は、期途中であっても、社費等の返金はできません。

#### 第11条（社員資格の取り消し）

次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合、当協会は本人の退社の意思の有無にかかわらず、社員を除名することがあります。

- (1) 当協会の名誉を著しく傷つける行為、または当協会の目的に反する行為をし、または社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があると当協会が認めた場合

- (2) 会員規約第 10 条ならびに本規約第 9 条による社員資格の資格を失ったとき
- (3) 1 年以上社員会費を滞納したとき
- (4) 総社員の同意があったとき
- (5) その他、会員規約第 13 条に該当すると認めた場合

### 第 3 章社員の権利

#### 第 12 条 (権利)

社員は、以下に掲げる権利を有します。

- 1 社員総会における議決権
- 2 社員総会の議案の請求権
- 3 役員の実任追及等の各種訴え
- 4 社員総会における理事の選任・解任
- 5 事業の提案ならびに事業運営への参加権
- 6 社員もしくは会員の除名にかかる議決権

#### 第 4 章その他

その他の事項については、会員規約第 15 条から第 22 条に準ずるものとします。

以上、本規約の効力は 2023 年 5 月 7 日より、生じるものとします。